



鳥取労働局発表
平成28年10月25日(火)

担
当

鳥取労働局労働基準部賃金室
室長 平井 美敏
室長補佐 松村 孝也
電話 0857-29-1705

鳥取県の特定（産業別）最低賃金の改正答申について

鳥取地方最低賃金審議会（会長 野津 和功 鳥取短期大学教授）は、鳥取労働局長（内田 敏之）に対し、鳥取県内の2つの特定（産業別）最低賃金について、それぞれ改正することを答申しました。

○鳥取県各種商品小売業最低賃金

答申日 平成28年10月18日

時間額 718円（改正前 時間額710円） 引上げ額8円 引上げ率1.13%

○鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

答申日 平成28年10月24日

時間額 764円（改正前 時間額753円） 引上げ額11円 引上げ率1.46%

※ 「各種商品小売業」とは、衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売するもので、「百貨店、総合スーパー」などが該当します。
なお、「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」や「ホームセンター」などは、該当しません。

[経過]

鳥取県内には、2つの特定（産業別）最低賃金があり、それぞれの最低賃金について、関係労使からの申出があったことを受け、平成28年9月から審議を行っていましたが、同年10月18日開催の第3回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会（部会長 岩井和由 鳥取短期大学教授）において、時間額718円（710円から8円引上げ）に改正することを決定しました。

また、同年10月24日開催の第4回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会（部会長 西村教子 公立鳥取環境大学教授）において、時間額764円（753円から11円引上げ）に改正することを決定しました。

これを受け、鳥取地方最低賃金審議会が鳥取労働局長に対し、それぞれの特定（産業別）最低賃金を改正することを答申しました。

今後、鳥取労働局長は、異議の申出に関する公示等の手続きを経て、2つの特定（産業別）最低賃金額を改正します。なお、改正発効は本年12月の予定です。

【参考】

1 特定（産業別）最低賃金の改正の推移について

（鳥取県各種商品小売業最低賃金）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
時間額	697円	改正の申出がないことから 改正なし	700円	710円	718円
引上げ額	2円		3円	10円	8円
引上げ率	0.29%		0.43%	1.43%	1.13%
発効日	H25.2.7		H26.12.13	H27.12.19	H28.12(予定)

（鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
時間額	736円	738円	743円	753円	764円
引上げ額	1円	2円	5円	10円	11円
引上げ率	0.14%	0.27%	0.68%	1.35%	1.46%
発効日	H25.1.17	H26.1.9	H26.12.25	H27.12.19	H28.12(予定)

2 特定（産業別）最低賃金の適用を除外する労働者について

次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、鳥取県最低賃金（時間額715円）が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④ 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

3 「鳥取県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」との違いについて

「鳥取県最低賃金」は、産業や職種にかかわらず、鳥取県内で働くすべての労働者に対して適用される最低賃金です。

一方、「特定（産業別）最低賃金」は、産業別に基幹労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めているものです。